

## 家畜伝染病予防費（継続）

3, 590（3, 590）百万円

### 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づく検査や感染畜の殺処分等に必要な費用の一部を国が負担するとともに、殺処分した家畜等に対して手当金を交付すること等により、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。

### （法定伝染病）

家畜伝染病予防法においては、牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚コレラ等の法定伝染病（26種類）について、サーベイランスや、万一発生した場合の感染畜の殺処分、焼埋却等を行うこととなっており、これに要する費用を国が一部負担することとしています。

### 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性  
疾病の発生予防及びまん延防止。

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### （1）家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、

- ①都道府県が行うサーベイランスに必要な家畜防疫員の旅費、薬品費等の購入費
- ②都道府県が行う家畜伝染病のまん延防止のため行う焼埋却に要した経費
- ③移動制限等による農場の売上げの減少額

等の一部について国が負担します。

##### （2）患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に交付します。

#### 2. 事業実施主体・交付先 （1）都道府県 （2）個人

#### 3. 負担（交付）率 （1）10／10，1／2（法律補助） （2）10／10，1／2（法律補助）

#### 4. 事業実施期間 昭和19年度～

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】